

国海員第106号
令和4年7月14日

公益社団法人 日本産業衛生学会 御中

国土交通省海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

船員向け産業医制度の導入について（周知依頼）

平素より、海事行政に対し、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、船員の労働条件、安全衛生に関する事項を所管しており、現在、船員の働き方改革を進めているところです。

船員は、陸から隔離された閉鎖空間での職住一体の生活という特殊な事情により、人間関係上の問題が陸上より深刻になりやすく、長時間労働の実態や健康管理の状況も陸上事務所から把握しにくい状態にあります。このため、高ストレス者の割合や生活習慣病等の健康リスクが高い状況にあります。

一方、船員の健康管理に関しては、各船舶所有者に対する制度的な仕組みがこれまではなく、自主的な取組に任されていたところです。また、船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているところですが、メンタルヘルスの不調や長時間労働への対応等については、十分な専門的知見を求める仕組みとはなっていませんでした。

このような状況を踏まえ、船員の心身の健康確保を図るため、「交通政策審議会海事分科会船員部会」において「船員の働き方改革の実現に向けて（令和2年9月）」が、「船員の健康確保に関する検討会」において「船員の健康確保に向けて」（令和2年10月）がそれぞれとりまとめられ、当該とりまとめの内容を踏まえ、①産業医制度の導入、②健康診査の見直し、③長時間労働者に対する面接指導の導入、④ストレスチェック制度の導入等を内容とする、「船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第42号）」が本年4月15日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなっております。（別添参照）

このうち、産業医については、これまで船員を使用する船舶所有者にはその選任が義務付けられておりませんでした。令和5年4月1日以降、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者には、選任が義務付けられることとなりました。（常時使用する船員が50人未満の船舶所有者については努力義務）

船舶所有者が選任する船員向けの産業医の要件については、労働安全衛生法に基づく産業医と同一のものとしているため、同法に基づく産業医の資格があれば、船

船所有者が選任する船員向けの産業医となることが可能です。

また、産業医が行う業務の内容についても、労働安全衛生法に基づき行う産業医の業務と概ね同様のものとしております。（詳細は下記（参考1）参照）

つきましては、船員向けの産業医制度が令和5年4月から施行されることについて、貴学会の会員の皆様への周知にご協力いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

（参考1）船舶所有者が選任する船員向け産業医制度の概要

①産業医の業務

- ・健康証明書に係る健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置
- ・長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックの実施及びこれらの結果等に基づく船員の健康を保持するための措置
- ・作業環境の維持管理
- ・作業の管理
- ・船員の健康管理
- ・健康教育、健康相談その他船員の健康の保持増進を図るための措置
- ・衛生教育
- ・船員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置

②産業医による勧告

産業医は、船員の健康管理等について、船舶所有者、総括安全衛生担当者等に対して勧告等ができる。また、船舶所有者は勧告を尊重するとともに、当該勧告をしたことを理由に産業医に対して解任その他の不利益な取扱いをしてはならない。

③産業医による船内の巡視

産業医は、以下の頻度及び方法により、船内の作業環境及び衛生状態を把握し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずることとする。

（i）少なくとも毎年1回（次のいずれか）

- a 産業医による船内の巡視
- b aに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法（オンラインによる船内の巡視を想定。）

（ii）少なくとも月1回

- ・衛生管理者等の巡視結果の産業医に対する報告

（参考2）「船員の健康確保に向けて」（令和2年10月、船員の健康確保に関する検討会とりまとめ）

URL： https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk1_000087.html

(参考3) 船員向け産業医になられる方のための動画・参考資料（一般財団法人海技振興センター作成）

動画：<http://www.maritime-forum.jp/et/movie/doctor/all.mp4>

参考資料：<http://www.maritime-forum.jp/et/pdf/doctor.pdf>

以上

船員法施行規則等の改正(船員の健康確保①)

船員の心身の健康確保を図るため、「船員の働き方改革の実現に向けて」(令和2年9月船員部会取りまとめ)及び「船員の健康確保に向けて」(令和2年10月 船員の健康確保に関する検討会取りまとめ)を踏まえ、陸上における取組も参考にしつつ、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策の観点から船員法施行規則等について所要の改正を行う。

	主な改正内容 (船員労働安全衛生規則(一部、船員法施行規則)の改正により措置)
①産業医の選任	<ul style="list-style-type: none"> ○常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、船員の健康管理等を行う 産業医の選任を義務付け。 ○産業医の業務を、陸上制度と同様に、船員の健康管理等の医学的サポートとする。 ○船舶所有者は、産業医に対し、年1回以上の船内巡視や、月1回以上の衛生担当者等による巡視の報告等により、船内の作業環境・衛生状態を把握させ、船員の健康障害を防止するために必要な措置を講じさせなければならない。 ○その他の船舶所有者についても、医師等に船員の健康管理等を行わせるよう努めることとする。
②健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ○健康検査の項目について、健康管理の観点から、貧血検査等を追加する等の見直しを行う。【船員法施行規則の改正】 ○常時使用する船員に対し、船舶所有者の負担により、健康検査における医師の診断の結果が記載された書面を船舶所有者へ提出させることを義務付け。 ○船舶所有者に対し、船員から提出のあった書面の保存を義務付け(5年間)。 ○船舶所有者に対し、健康検査で異常が認められた船員の健康を保持するため、医師の意見を聴き、その内容を記録・保存することを義務付け。 ○船舶所有者に対し、医師の意見を勧告し、就業上の措置(※)を講じることを義務付け。 ○船舶所有者は、健康検査で異常が認められた船員に対し、保健指導を行うように努めることとする。 ○船舶所有者は、騒音の激しい作業を行う船員に対し、オーディオメータによる聴力検査を受けさせるよう努めることとする。

船員法施行規則等の改正(船員の健康確保②)

	主な改正内容 (船員労働安全衛生規則の改正により措置)
<p>③過重労働対策 (長時間にわたる労働に関する面接指導)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、<u>1週40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1ヶ月80時間を超え、かつ、疲労蓄積が見られる船員への医師による面接指導の実施を義務付け</u> (船員の申出に基づき実施)。 ○船舶所有者に対し、<u>面接指導の結果に基づき医師の意見を聴くほか、当該意見を勘案し、必要に応じて、面接指導を受けた船員に対する就業上の措置(※)を講じることを義務付け</u>。 ○船舶所有者は、面接指導を行う船員以外の船員であって、健康への配慮が必要な船員についても、面接指導等の実施に努めることとする。 ○その他の船舶所有者についても、同様の面接指導等の実施に努めることとする。
<p>④メンタルヘルス対策 (心理的な負担の程度を把握するための検査等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、<u>年1回以上の医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を義務付け</u>。 ○船舶所有者は、医師等に、船舶等の集団ごとにストレスチェックの結果を集計・分析させ、その分析結果を勘案し、当該集団の船員の心理的負担を軽減するための措置を講ずるよう努めることとする。 ○<u>ストレスチェックの結果、高ストレス船員が、医師による面接指導を希望する場合は、面接指導を実施し、その結果に基づき、必要に応じて、当該船員に対する就業上の措置(※)を講じることを義務付け</u>。 ○その他の船舶所有者についても、ストレスチェック・面接指導等の実施に努めることとする。

※②～④の就業上の措置の例：作業の転換、労働時間の短縮、乗船期間の短縮等

【船員職業安定法施行規則の改正】

船員派遣の場合において、派遣元・派遣先のどちらに上記①～④の規定が適用されるかについて、陸上の派遣制度の適用関係を参考にしつつ、明確化する。

公布日：令和4年4月15日 施行日：令和5年4月1日